

旅 行 命 令 書

次のとおり旅行してよいでしょうか。

代表者	経理責任者
	

起案 4. 5. 13

決裁 4. 5. 18

旅行者
氏名 松井 一男


用務及び行先		以下の調査のため、山梨県韮崎市、東京都文京区及び東京都品川区へ旅行するもの ・ミアキスの施設概要に関すること（6月1日） ・文京区青少年プラザb-1 a bの施設概要に関すること（6月2日） ・品川教育ルネサンスに関すること（6月2日）							
期 間		令和4年6月1日（水曜日）及び令和4年6月2日（木曜日）							
月 日	発地名	経 路	着地名	鉄道賃		日 当	宿泊料	計	
				船 賃	車 賃				
6/1	長岡 8:49	とき310号 東京行	東京 10:28	乗 6,930 特 4,070		1,500	14,800	27,300	
	東京 10:41	JR中央・青梅線快速 青梅行	新宿 10:56					0	
	新宿 11:00	JR特急あずさ17号 松本行	韮崎 12:34	特 1,580				1,580	
	韮崎 16:04	JR中央本線 塩山行	甲府 16:17	乗 2,640				2,640	
	甲府 16:31	JR特急あずさ42号 新宿行	新宿 18:04	特 1,580				1,580	
	新宿 18:10	JR中央線快速 東京行	御茶ノ水 18:18					0	
	御茶ノ水 18:23	東京メトロ丸ノ内線 池袋行	本郷三丁目 18:24	乗 170				170	
	6/2	本郷三丁目 12:46	東京メトロ丸ノ内線 荻窪行	東京 12:53	乗 170		1,500		1,670
		東京 13:00	JR京浜東北線快速 蒲田行	大井町 13:14	乗 170				170
		大井町 13:18	東急大井町線 溝の口行	下神明 13:20	乗 130				130
下神明 15:41		東急大井町線 大井町行	大井町 15:43	乗 130				130	
大井町 15:47		JR京浜東北・根岸線 大宮行	東京 16:04	乗 4,840				4,840	
東京 16:16	とき331号 新潟行	長岡 17:52	特 4,070				4,070		
計				26,480	0	3,000	14,800	44,280	
備 考	(変更理由等)								
概 算 額	44,280円 × 1人 = 44,280円					受領印			
精 算 額						受領印			
追 給 差引額 返 納	月 日	円	代表者印		経理責 任者印				

復命書

令和4年 6月20日

次のとおり政務活動費により旅行したので復命します。

旅行者氏名印 (代表者)	松井一男	松井一男
-----------------	------	------

代表者	経理 責任者
松井	松井

日 時	令和4年6月1日～6月2日
場 所	山梨県韮崎市、東京都文京区、品川区
用 件	行政視察
参 加 者 氏 名	松井一男
概 要	<p>6月1日 21日 13:30～15:00 山梨県韮崎市 青少年育成プラザ「MIACIS(ミアキス)」について 応対者：NPO 法人河原部社（かわらべしゃ）理事・事務局長 ■様</p> <p>ミアキスは家庭でも学校でもない中高生の第三の居場所として、韮崎駅徒歩1分、旧イトーヨーカドービルの地下に2016年10月に開設された。上階は市民交流センター「MICORI」がある。</p> <p>利用できるのは中高生だけ、本、ボードゲーム、しごとポケット、キッキン、卓球台、楽器があり、WIFI完備でドリンクバーは50円で利用できる。</p> <p>スタッフは利用者と年齢が近い層を採用し、ななめの関係を構築できるよう配慮しているそうだ。</p> <p>長岡市の取り組んでいる、ミライエ長岡のソフト事業を構築する上で参考事例となると感じた。</p>

6月2日 AM 08:30 ~ 11:00

文京区青少年プラザ「b-lab」

応対者：b-lab 館長 [REDACTED] 様 ほか、b-lab スタッフ、文京区教育委員会児童青少年課 様

b-lab は、中高生に特化したユースセンターで、学校や家庭以外の居場所として区から委託を受けた NPO 法人カタリバが運営している。

中高生の秘密基地を基本コンセプトに、リビング、勉強カウンター、音楽スタジオ、キッチン、創作スペースなどが整備されている。

中高生が安心できる居場所づくりと、館内に「好き」や「興味」のきっかけを多く散りばめることを意識したレイアウト。

6月2日 13:30 ~ 15:00

品川区の教育「品川ルネサンス」について

応対者：品川区教委指導課 富田係長、唐澤統括指導主事

品川区では、平成 12 年より「プラン 21」と称して、9 年間の一貫教育カリキュラムを作り、小中一貫教育を行っている。

小 1 からの英語教育や、品川区独自の教科「市民科」は道徳や経済社会を学ぶためで独自の教科書を作成している。

また、平成 21 年度から独自の教員採用も進めている。

長岡市の進めてきた「熱中・感動・夢づくり教育」とも相通ずる面があり、新たな展開を見据える点で参考となった。

以上

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 1
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修（研究）費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 (特)信濃川大河津資料館 友の会年会費	政務活動費充当金額 ¥2,000 - 円	精算年月日 4・6・8		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあっては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

ご利用明細票

お取扱日 04-06-07	店番 12156	取扱番号 A93130001												
取扱店 ミニマリーラチュウジョウ														
払込口座 00590-4 76146														
払込金額 *3,000	料金 *0	振替受付票												
<table border="1"> <tr> <td>0</td><td>0</td><td>5</td><td>9</td><td>0</td><td>4</td> </tr> <tr> <td>7</td><td>6</td><td>1</td><td>4</td><td>6</td><td></td> </tr> </table>		0	0	5	9	0	4	7	6	1	4	6		払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)
0	0	5	9	0	4									
7	6	1	4	6										
記号番号 残高	**** * * * *													
スマホ決済アプリ ゆうちょPay 口座直結だから事前チャージ不要！														

3,000円のうち

2,000円を執行する

穴あけ注意

※書類は、重ならないように貼付すること。

友の会会費納入のお願い

NPO 法人信濃川大河津資料館友の会事務局

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和4年度の会費の納入をお願いいたします。大変恐れ入りますが、ゆうちょ銀行振込用紙を同封しましたのでお振込みいただくな、または、資料館に持参していただいて結構です。お手数をおかけしますがよろしくお願いいたします。すでに納入いただいたおられましたら、ご容赦下さい。

◇郵便振替

口座番号 00590-4-76146

口座名義 信濃川大河津資料館 友の会

会費	一般会員	2,000円
	家族会員	1,000円
	ジュニア会員	無料
	団体会員	20,000円
	賛助会員	20,000円

特定非営利活動法人 信濃川大河津資料館友の会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 信濃川大河津資料館友の会と称し、英文名では Non-Profit Organization: Shinano River and Ohkouzu Diversion Work Preservation Association と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を燕市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は信濃川や大河津分水の恵みを享受する人々を念頭に、大河津分水に関する研究や資料・情報の交換を行うと共に、信濃川大河津資料館（以下「資料館」という）が行う活動に賛同し、支援・協力を行い、併せて地域の文化を継承発展させることにより、大河津分水と資料館の意図する地域の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 子供の健全育成を図る活動
- (7) 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動として次の事業を行う。

- (1) 講演会・講座等の開催事業
- (2) 河川等に関する研究・調査事業
- (3) 資料館支援事業
- (4) 資料館・博物館等の運営受託事業
- (5) 広報事業
- (6) その他、目的を達成するための事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、または団体とする。
- (2) 家族会員 正会員(個人会員)の家族でこの法人の目的に賛同して入会した個人。
- (3) ジュニア会員 中学生以下で、この法人の目的に賛同して入会した個人。
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助する為に入会した個人又は団体。
- (5) 名誉会員 この法人の目的達成に多大の貢献をしたものであって、総会が推薦した者

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により理事長は除名することができる。

- (1) 法令、またはこの定款に違反したとき。

- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員 等

(種別及び定数)

第13条 この法人に、正会員のなかから選んだ次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上、22名以内
(2) 監事2名

2 理事のうち1名を理事長とし、また副理事長1名以上2名以内、常務理事1名以上2名以内を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
3 副理事長及び常務理事は、理事長が理事の中から指名し、理事会で議決承認する。
4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3 常務理事は理事長の定めるところにより、理事長・副理事長を補佐し、本会の業務を掌理する。
4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5 監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又

は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関らず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会終結まで、その任期を延伸する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は、監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えるなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に關し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問および特別顧問)

第 20 条 この法人には、役員の他、顧問および特別顧問を各々若干名置くことができる。

- 2 顧問および特別顧問は、理事会において意見を述べる事ができる。
- 3 顧問は、名誉会員の中から理事会において選任する。
- 4 顧問の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
5. この法人には専ら地域社会との連携の必要性に鑑み、特別顧問を置く。
6. 特別顧問は理事会において選任する。

(職員)

第 21 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
2 職員は、理事長が任免する。

第 4 章 会議

(種別)

第 22 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。
2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散及び合併
(3) 会員の除名
(4) 事業計画及び収支予算
(5) 事業報告及び収支決算
(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7) 入会金及び会費の額
(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。）
(9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(10)解散における残余財産の帰属
(11)事務局の組織及び運営
(12)その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 25 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。
2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
(3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 26 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第30条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の目的・日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算の変更
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第15条第5項第5号の規定に基づいて招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の目的・日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産1種とする。

(管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならぬ。

(会計区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計1種とする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 46 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 47 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 48 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 49 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 50 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、2 ヶ月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、長期借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除

いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法 11 条第 3 項に掲げるもののうち、総会において議決したものに譲渡する。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 9 章 雜則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(附則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 早川典生

副理事長 小林 清

理事　畠山 卓也
同　解良 節子
同　池田 富春
同　山田 司羅雄
同　白倉 與志司
同　田中 隆夫
同　丸山 晃平
同　笠柳 シズ
同　若月 夏子
同　原 銑之助
同　横山 正二
同　山田 薫
同　樋口 黙
同　橋本 誠一
監事　吉田 茂
監事　濱田 達郎

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2013 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2012 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 46 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金　正会員　0 円、　家族会員　0 円、　ジュニア会員　0 円
　　贊助会員　0 円、　名誉会員　0 円
 - (2) 年会費　①正会員（個人会員）　会費　年額　2,000 円
　　　　　②正会員（団体会員）　会費　年額　20,000 円
　　　　　③家族会員　　会費　年額　1,000 円
　　　　　④ジュニア会員　　会費　年額　0 円
　　　　　⑤贊助会員　　会費　年額　20,000 円
　　　　　⑥名誉会員　　会費　年額　0 円

（附則）（平成 30 年 5 月 19 日）

- 1 この定款の変更は、平成 30 年 5 月 19 日から施行する。

政務活動費領收書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印	経理責任者印	台帳No. 3
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修（研究）費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料費 <input type="checkbox"/> 情報通信費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 事務費				
摘要 (附)水環境技術研究会 年会費	政務活動費充当金額 ¥3,110 - 円	精算年月日 4.6.8		

領收書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあっては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの



冬用で販売しております

※書類は、重ならないように貼付すること。

令和4年5月10日

特定非営利活動法人 水環境技術研究会
会員の皆様

特定非営利活動法人 水環境技術研究会

理事長 陸 曼



2022年度会費納入のお願い

新緑の候、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。平素は水環境技術研究会の活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

お陰様で水環境技術研究会の主要な活動である「今年の雪速報会」、「魚のすみやすい川づくり勉強会」、「河川防災フォーラム」などは毎回200名に達する参加があり、河川環境対策や防災技術の向上・啓蒙に一定の役割を果たしているものと考えています。

ここに例年お願い申し上げております年会費の納入をお願いします。皆様から頂きます年会費は本会の貴重な財源として、本会の活動を支えております。

年会費は総会時に申し受けますがご欠席の方は以下の口座に振り込み頂きますようお願いします。

なにとぞ今後とも、本会の活動にご参加いただき、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

■2022年度会費（正会員・個人） 3,000円

振込先	第四北越銀行 千手支店		
預金種目	普通	口座番号	444133
口座名	特非) 水環境技術研究会		

誠に恐縮ですが振込手数料はご負担願います。

Newsletter13-3 及びリモートで開催します今年の雪速報会チラシを同封しました。

水環境技術研究会事務局 ※事務局住所・電話が変わりました。

〒940-2145 新潟県長岡市青葉台1丁目120番地8

長岡ニュータウンセンタービル2F

(株)エコロジーサイエンス 内

電話: 0258-86-4932

特定非営利活動法人 水環境技術研究会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人**水環境技術研究会**と称する。又、英文名を Non-Profit Organization Research Association for Aquatic Environment と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県長岡市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、水環境に関する環境問題を考え、現代社会の水環境のあるべき姿を描き出し、もって水環境の有効利用や環境保全、防災基盤整備の推進に寄与することを目的とする。本法人活動の主たる対象地域としては、北陸地方と中国東北地方をはじめとする環日本海域とし、その特徴ある実態を探求し、将来像を描こうとするものである。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 自然に存在する水に係わる防災、利用、環境の保全にかかる技術上の問題の調査研究。
- (2) 北陸地方の雪にかかる防災、利用、環境の保全にかかる技術上の問題の調査研究。
- (3) 水、雪に係わる研究調査の支援事業。
- (4) 水、雪に係わる技術的問題点の情報交換、広報、啓蒙活動。
- (5) 自然の水、雪に関して、東アジアに共通する問題の調査研究並びに国際協力活動。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、または団体とする。
- (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生・生徒及び研究生。
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体。
- (4) 名誉会員 この法人の目的達成に多大の貢献した者であつて、総会が推薦した者。

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により理事長は除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に、正会員のなかから選んだ次の役員を置く。

(1) 理事3名以上、20名以内

(2) 監事2名

2 理事のうち1名を理事長とし、また副理事長1名以上2名以内、常務理事1名以上2名以内を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 副理事長及び常務理事は、理事長が理事の中から指名し、理事会で議決承認する。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 常務理事は理事長の定めるところにより、理事長・副理事長を補佐し、本会の業務を掌理する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これ

を総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関らず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会終結まで、その任期を延伸する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は、監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(名誉顧問)

第 20 条 この法人には、役員の他、名誉顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉顧問は、理事会において意見を述べる事ができる。
- 3 名誉顧問は、名譽会員の中から理事会において選任する。
- 4 名誉顧問の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

第 4 章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）
- (9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10)解散における残余財産の帰属
- (11)事務局の組織及び運営
- (12)その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の目的・日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がいる場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によつてあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもつて表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の目的・日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う收支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 47 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、2ヶ月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、長期借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多數による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

- (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法11条第3項に掲げるもののうち、総会において議決したものに譲渡する。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長1名及び職員若干名を置く。
- 3 事務局長は、理事をもって充てることができる。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雜 則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(附則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 早川典生
副理事長 大石秀男
理事 大谷内忠夫
同 平井邦彦
同 米野紀男
同 町田 誠
同 犬飼直之
監事 木本二郎
監事 富下文夫

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2008年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2008年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 0円、 学生会員 0円、
贊助会員 0円、 名譽会員 0円

(2) 年会費

①正会員（個人会員）	会費 年額 3,000円
②正会員（団体会員）	会費 年額 30,000円
③学生会員	会費 年額 1,000円
④贊助会員（個人会員）	会費 年額 1口 1,000円（1口以上）
⑤贊助会員（団体会員）	会費 年額 1口 10,000円（1口以上）
⑥名譽会員	会費 年額 0円

(平成18年9月1日制定)

(附則)

1 この定款の変更は、所轄庁の認証の日から施行する。(第13条第1項 理事定数の変更)

(平成20年5月9日制定)

1 この定款の変更は、所轄庁の認証の日から施行する。(第13条第1項 理事定数の変更)

(平成22年5月20日制定)

1 この定款の変更は、平成26年5月22日から施行する。

(平成26年5月22日制定)

1 この定款の変更は、平成30年5月16日から施行する。

(平成30年5月16日制定)

1 この定款の変更は、所轄庁の認証の日から施行する。(第2条事務所の位置、
第13条理事の定数、第4章会議の方法の変更)

4.6.8 ¥25,109

政務活動費領收書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印	経理責任者印	台帳No. 5
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修（研究）費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料費 <input type="checkbox"/> 情報通信費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 事務費				
摘要 北陸地整建設技術協会 年会費	政務活動費充当金額 ¥10,110-	精算年月日 9.6.8		

領 収 書

令和9年4月8日

松井 一男 様

¥10,000

令和4年度北陸地方整備局建設技術協会特別会員部会年会費(令和4年4月～令和5年3月分)
として上記金額正に領収いたしました



北陸地方整備局建設技術協会特別会員部会
新潟市江南区亀田工業団地二丁目3番4号
電 話 025(381)1882

毎度ご利用いただきありがとうございます。 お取引の明細は下記のとおりでございます。					
お 取 扱 日	取扱店	号機	NB	通番	
04-04-08	022 31 N	110			
銀行番号	日座店	日 座 番 号			
0141	022	*****			
お 取 引 内 容	お 取 引 金 額				
振 込	¥10,000				
五 百	手 内	消費税込手数料			
		¥110			
		お取引後元帳残高			
12:42		*****			
ご 案 内					
* お振込明細 *					
3A0110					
お振込先 第四北越銀行					
普通 1225597					
ボクリクチセイケンセツキ シ ュツキヨウ					
カイ (トクハ) 様					
ご依頼人					
マツイ カズオ 様					
TEL0256-97-1793					
印紙税申告納付につき新湯 *****					
第四北越銀行					
裏面のご案内をご覧ください。					

と。

北陸地方整備局建設技術協会特別会員部会 規約

(名 称)

第1条 本会は、北陸地方整備局建設技術協会特別会員部会（以下「当部会」という）といふ。

(目 的)

第2条 当部会は、一般社団法人日本建設技術協会（以下「全建」という）の定款及び北陸地方整備局建設技術協会規約に基づき、全建の目的を推進すると共に、豊かな北陸地域の創造に寄与することを目的とする。

(事 務 局)

第3条 当部会の事務局は、一般社団法人北陸地域づくり協会におく。

2 事務局長は、部会長が指名する。

(事 業)

第4条 当部会は目的達成のために次の事業を行う。

- 一 建設技術水準の向上に関する事。
- 二 建設技術者の地位向上に関する事。
- 三 技術研究会・講習会・講演会の開催・招請・後援に関する事。
- 四 地盤事業に関する情報提供に関する事。
- 五 会員相互の親睦及び厚生に関する事。
- 六 その他全建の目的達成に必要な事。

(会 員)

第5条 当部会の会員は、会員及び支会員とする。

2 会員は、北陸地方整備局（復興空港を除く）を退職した者をいふ。

3 支会員は、上記1以外で当部会の目的に賛同し北陸地方整備局管内に居住する者をいふ。

4 入会は、入会申込書に必要事項を記載して申し込むものとする。

(会 費)

第6条 会員は、運営細則に定める会費を納入するものとする。なお、入会時年度の会費は入会と同時に納入し、次年度からは年度初頭に納入する。

(退 会)

第7条 退会は、部会長に退会を申し出ることによりできる。ただし、年度途中で退会しても、納入済みの会費は返戻しないものとする。

(役 員)

第8条 当部会に次の役員を置く。役員の任期は2年とし再任を妨げない。また、必要に応じて地区担当者を置くことができる。

- 1 部会長 1名、運営委員 着干名、会計監査 1名、
 - 一 部会長は総会で選出し、当部会を代表して会務を統括する。
 - 二 運営委員は部会長が指名し、事業執行計画を審議する。
 - 三 会計監査は部会長が指名し、会計を監査する。
 - 四 地区担当者は部会長が指名し、事業執行を支援する。

（総会）

第9条 総会は、年1回 部会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時に招集することができる。なお、部会長に事故ある時は、運営委員の中から部会長が指名した者が代行する。

2. 総会に付する事項は次のとおりとする。

- 一、部会長の選任。
- 二、規約の制定及び改廃。
- 三、予算及び決算。
- 四、その他必要な事項。

（運営委員会）

第10条 運営委員会は、役員で構成し、事業実施に必要な事項を決定、又は執行する。

2. 運営委員会は、必要の都度部会長が招集する。

（収入）

第11条 当部会の経費は、会費・事業収入・寄付金・その他費用でまかう。

（会計年度）

第12条 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

（会計監査）

第13条 会計監査結果は、総会に報告して承認を得なければならない。

（附則）

附則1. 活動を円滑に実施するため、必要に応じ運営細則を設ける。

附則2. この規約は、平成22年11月25日から実施する。

附則3. 平成25年5月18日 第2条、第6条、第9条(1)一部改正

北陸地方整備局建設技術協会特別会員部会 運営細則

第1. 会費は次のとおりとする。

(1) 特別会員 年額 10,000円

(2) 支会員 年額 0,000円

第2. 事業の実施に必要な経費、又は事業収入等は、運営委員会で決定する。

*この細則は、平成22年11月25日から実施する。

旅 行 命 書

次のとおり旅行してよいでしょうか。

代表者	経理責任者

起案	4. 8. 5
決裁	4. 8. 9
旅行者 氏名	松井 一男

用務及び行先		次の調査のため、北海道札幌市及び北海道稚内市へ旅行するもの ・札幌市歯科口腔保健推進条例に関する調査（8月31日） ・SNSを活用した議会広報に関する調査（9月1日）						
期 間		令和4年8月30日（火曜日）から令和4年9月1日（木曜日）まで						
月 日	発地名	経 路	着地名	鉄道貨 船 貨	航空貨 車 貨	日 当	宿泊料	計
8/30	長岡駅前 11:00	高速バス	新潟駅前 12:27		1,000	1,500	14,800	17,300
	新潟駅前 13:32	連絡バス	新潟空港 14:05		420			420
	新潟空港 14:35	ANA1859便	新千歳空港 15:55		24,770			24,770
	新千歳空港 16:18	JR快速エアポート163号 札幌行	札幌 16:56	乗 1,150				1,150
8/31	札幌 12:00	JR特急ライラック15号 旭川行	旭川 13:25	乗 7,920 特 3,170		1,500	14,800	27,390
	旭川 13:35	JR特急サロベツ1号 稚内行	稚内 17:23					0
9/1	稚内市役所	送迎バス	稚内空港			1,500		1,500
	稚内空港 15:00	ANA574便	羽田空港 16:55		38,470			38,470
	羽田空港 17:22	東京モノレール 浜松町行	浜松町 17:47		500			500
	浜松町 17:52	JR京浜東北線 南浦和行	東京 17:59	乗 4,840				4,840
	東京 18:12	とき339号 新潟行	長岡 19:49	特 4,070				4,070
計				21,150	65,160	4,500	29,600	120,410
備 考	(変更理由等) ・8/30は、翌日の用務開始時間に間に合わせるため、前泊をするもの ・経済的かつ合理的な経路として航空機を利用するもの							
概 算 額	120,410円 × 1人 = 120,410円					受領印		
精 算 額						受領印		
追 給 差引額 返 納	月 日			円	代表者印		経理責 任者印	

領収書

WEB 740c823176-3RQ92-122930-3-1000

表示日 2022年08月07日(日)

無所属 松井一男

様

金額	¥24,770- (税込) クレジット支払い (消費税10%対象 ¥24,770- (税込))
----	---

航空券番号	1010328007311011
照会番号	QECM56

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2022年08月06日(土)

上記、正に領収いたしました。

本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。

 A STAR ALLIANCE MEMBER 

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.

領収書

WEB 740c823176-JT82P-123009-3-1000

表示日 2022年08月07日(日)

無所属 松井一男

様

金額
¥38,470- (税込)
クレジット支払い
(消費税10%対象 ¥38,470-(税込))

航空券番号	1010328007680014
照会番号	TEB1TB

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2022年08月06日(土)

上記、正に領収いたしました。

は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER 

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.

復命書

令和 4年 9月 22日

次のとおり政務活動費により旅行したので復命します。

旅行者氏名印 (代表者)	松井 一男	代表者 	経理 責任者 
-----------------	-------	--	--

日 時	令和 4年 8月 30日から令和 4年 9月 1日まで 3日間		
場 所	北海道札幌市 北海道稚内市		
用 件	①8/31日 札幌市 【札幌市歯科口腔保健推進条例について】 ②9/ 1日 稚内市 【SNS を活用した議会広報について】		
参 加 者 氏 名	松井一男		
概 要	①8月31日 9:30~11:00 札幌市「札幌市歯科口腔保健推進条例について」 対応者 札幌市保健福祉局 保健所 成人保険・歯科保健担当部長 歯科医師 歯学博士 秋野 憲一 様 札幌市議会事務局 政策調査課 政策調査係長 渡辺 啓 様 政策調査課 政策調査係 仁木 雄太 様 ◎条例制定の経緯 12歳1人平均虫歯数が政令市20市中ワースト2位という現状の中、口腔保健		

は全身の健康につながることから、市民の健康寿命の延伸、健康格差の縮小を目的として、議員有志のメンバー（3会派、12名で構成）でプロジェクトを立ち上げ12回の会議と先進地視察（京都市、神戸市、新潟市）、市民アンケートを実施し、令和4年6月議会にて採決され、令和5年1月1日から施行。採決は、反対者あり。パブリックコメントを行わず。

フッ化物の塗布に関する事柄に関しての反対があった。

結果的に、条例はフッ化物に関しては、科学的エビデンス基づき、必要な措置を講ずるものとした。また本条例の札幌市としての特色は、オリンピック招致を控えスポーツというキーワードを入れるとともに、オーラルフレイルに関する事柄もいた。

◎歯周病検診の実施状況と受診率の推移について

歯周病検診については、平成15年度から開始し、40、50、60、70歳の指定年齢検診、検診費用は500円、当初検診率は2%程度、一昨年前から個別通知をしたことにより、3%程度まで上昇している。

歯科医師会の協力により市職員共済組合では、組合員及びその家族を対象に自己負担なしの職域歯科検診を実施し、受診率は6%程度

その他にも各健康保険組合と歯科医師会と協定を結ぶ促進を行っている。

◎現状と課題

上記のような取り組みを行っておるが、受診率の向上になかなか結び付かない、今回の条例をきっかけに口腔健康の増進が図られることを期待。

◎所感

歯と口の健康を保つことは、健康寿命を延ばすことは検証されているが、実際歯が痛くならなければ、歯科医師のところに行かないのが現状である。当市も一步踏み出し、啓蒙活動を目的した条例を制定することにより、上昇著しい健康保険料の抑制にも役立つのではないかと考えた。

②9月1日10：30～12：00

稚内市「SNSを活用した議会広報について」

対応者

稚内市議会 議長 岡本 雄輔 様

稚内市議会 議会広報公聴委員長 佐藤 ゆかり議員

稚内市議会 議会広報公聴副委員長 田端 かがり議員

稚内市議会事務局庶務課 議会グループ 主査 大沼 拓哉 様

◎取り組みの経緯

稚内市議会では、従来、議会広報については、ホームページや議会だより（全戸配布広報紙。5月・8月・12月・2月の年4回発行）、地元FM局での録音放送を中心に行ってきました。しかし、以前から、議会だよりについては、発行が定期例会終了から3か月後となり、期間が空きすぎてしまい速報性に欠け、FMラジオ放送についても若い世代に聞いてもらうことがなかなか難しい、ホームページについても、更新し、会議の日程等を載せても、更新したことを知らせる手段がないなどの課題があり、これらを解決できる新たな議会広報の手段について検討を行っていた。

そんな中、友好都市である沖縄県石垣市の公式Facebookの取組みについて説明を受ける機会があり、上記の課題解決のツールになるのではと考え、稚内市議会でも導入を検討することとなった。

◎概要

SNSのツールとしては検討の結果、フェイスブックを活用することとし、初期費用はなし

継続的に投稿しなければ、悪影響・・・事務局の負担を懸念

当初は事務局が投稿していたものの、現在は事務局と広報委員会が協力して投稿を行っている

発信の内容としては、公平性に気を付けている。

◎フェイスブックならではの機能

- ・インサイト機能で閲覧された方の年齢、性別、国籍、地域などがわかり、投稿の内容づくりなどに生かしている。
- ・シェア機能については、各議員から積極的に活用してもらっている。
- ・コメントを直接いただき、市政に反映できる

◎課題

開設当初はアクセス数が順調に伸びていたものの、近年アクセス数の伸びが鈍くなっている。

◎所感

広報・広聴委員会を中心に積極的な活動を行っていた。事務局と議員が連携しながら SNS 広報活動を行っていたことは、日頃 議会広報を事務局が行っている当議会からの目線で見ると、新鮮に感じられた。

また、議会活動を少しでも多くの市民の方々に届けようとする熱意を感じた。本議会でもフェイスブックをはじめとする SNS 活用の検討を、行う価値があると感じられた。

政務活動費領収書台帳

会派名	氏名	代表者印	経理責任者印	台帳No.
無所属	松井一男			7
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修（研究）費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
北陸地域づくり協会会費	政務活動費充当金額 ¥3,000-	円	精算年月日 令和4年5月25日	

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあっては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

領 収 書

2022年5月30日

穴あけ注意

氏名 松井 一男 様

¥ 3, 000 -

法令により
収入印紙は
免除されて
います。

但し

令和4年度 北陸地域づくり協会会費

上記金額正に領収いたしました



新潟市江南区亀田工業団地2丁目3番4号

一般社団法人 北陸地域づくり協会

電話 (025) 381-1020 番



※書類は、重ならないように貼付すること。

会のあらまし

定款等

一般社団法人 北陸地域づくり協会定款

第1章 総則

 (名称)

第1条

この法人は、一般社団法人北陸地域づくり協会(以下「本会」という。)と称する。

 (事務所)

第2条

第2条 本会は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

2

本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

 (目的)

第3条

本会は、国土の利用及び整備又は保全事業、災害防止の支援に関する事業の円滑な推進を図り、もって、国土の健全な発展に寄与することを目的とする。

 (事業)

第4条

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一、国土の利用及び整備又は保全事業の業務の受託並びに支援に関する事業
- 二、地域づくりに関する事業
- 三、災害防止に関する事業
- 四、技術開発に関する事業
- 五、研究会、講演会等に関する事業
- 六、調査研究及び研究助成に関する事業
- 七、広報に関する事業
- 八、社会資本整備に係る資料収集及び印刷物等の刊行・頒布に関する事業
- 九、労働者派遣に関する事業
- 十、測量に関する事業
- 十一、建設コンサルタントに関する事業
- 十二、地質調査に関する事業
- 十三、補償コンサルタントに関する事業
- 十四、公共施設の便益増進に関する事業
- 十五、福利厚生に関する事業
- 十六、損害賠償保険及び生命保険に関する事業

十七. 保有システム等による各種サービスに関する事業

十八. 不動産等の賃貸に関する事業

十九. 職業紹介に関する事業

二十. その他本会の目的を達成するために必要な事業

2

前項の事業は、新潟県、富山県、石川県及びその周辺地域において行うものとする。

第3章 会員

■ (法人の構成員)

第5条

本会は、本会の目的に賛同し、次条の規定により会員となった者をもって構成する。

2

前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

■ (会員の資格の取得)

第6条

本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

■ (経費の負担)

第7条

本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、第11条で規定する総会で定める額を支払う義務を負う。

■ (任意退会)

第8条

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

■ (除名)

第9条

会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、第11条で規定する総会の決議によって当該会員を除名することができる。

一. この定款その他の規則に違反したとき

二. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

三. その他除名すべき正当な事由があるとき。

■ (会員資格の喪失)

第10条

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

一. 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

二. 総会員が同意したとき。

三. 当該会員が死亡したとき。

第4章 総会

〔構成〕**第11条**

総会は、すべての会員をもって構成する。

2

前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

〔権限〕**第12条**

総会は、次の事項について決議する。

- 一. 会員の除名
- 二. 理事及び監事の選任又は解任
- 三. 理事及び監事の報酬等の額
- 四. 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- 五. 定款の変更
- 六. 解散及び残余財産の処分
- 七. その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

〔開催〕**第13条**

総会は、定時総会として、毎事業年度終了の日から3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

〔招集〕**第14条**

総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき第20条で規定する理事長が招集する。

2

総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、前項で規定する理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

〔議員〕**第15条**

総会の議長は、第20条で規定する理事長がこれに当たる。

〔議決権〕**第16条**

総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

〔決議〕**第17条**

総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2

前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一. 会員の除名

- 二、監事の解任
- 三、定款の変更
- 四、解散
- 五、その他法令で定められた事項

3

理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第18条

総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができます。

2

前項の規定により行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

3

理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

4

理事が会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき会員全員が書面により同意の意思表示したときは、当該事項の総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第19条

総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2

議長及び総会に出席した会員の中から選出された2人の署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(構成)

第20条

本会に、次の役員を置く。

理事	3名以上12名以内
監事	2名以内

2

理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とし、必要に応じて1名を副理事長、1名を常務理事とすることができる。

3

前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条

理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2

理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3

本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4

本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係あってはならない。

■ (理事の職務及び権限)

第22条

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2

理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3

代表理事が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選定された代表理事が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

4

理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一、理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

二、理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。

三、本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

5

第20条第3項の理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

■ (監事の職務及び権限)

第23条

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2

監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3

監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

4

監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

5

監事は、第3項に規定する場合において、必要があると認めたときは、理事長に理事会の招集を請求することができる。

6

前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

7

監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

8

監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求することができる。

9

理事（理事であった者を含む。以下この項において同じ。）に対し、又は理事が訴えを提起する場合には、当該訴えについて、監事が本会を代表する。

10

その他監事に認められた法令上の権限行使することができる。

■ (役員の任期)

第24条

理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2

補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3

理事及び監事については、再任を妨げない。

4

理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

■ (役員の解任)

第25条

理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

■ (報酬等)

第26条

理事及び監事に対して、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その報酬の額は、総会において定める総額の範囲内で、理事については理事会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額とし、監事については監事の協議により別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額とする。

■ (役員の損害賠償責任の免除)

第27条

本会は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

■ (外部役員の損害賠償責任限定契約)

第28条

本会は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法人法第113条で定める最低責任限度額とする。

■ (顧問)

第29条

本会に、任意の機関として、1名以上3名以内の顧問を置くことができる。

2

顧問は、以下の職務を行う。

一、理事長の相談に応じること。

二、理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3

顧問は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

4

顧問の任期は2年以内とする。

5

顧問の報酬は、無報酬とする。

第6章 理事会

■ (構成)

第30条

本会に理事会を置く。

2

理事会は、すべての理事をもって構成する。

■ (構成)

第31条

理事会は、次の職務を行う。

一、本会の業務執行の決定

二、理事の職務の執行の監督

三、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定並びに解職

■ (招集)

第32条

理事会は、理事長が招集する。ただし、第23条第6項により監事が招集する場合を除く。

2

理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

3

理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して書面で通知しなければならない。

(決議)**第33条**

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2

前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)**第34条**

理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2

前項の規定は、第22条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議長)**第35条**

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議事録)**第36条**

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2

出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計**(事業年度)****第37条**

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)**第38条**

本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2

前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)**第39条**

本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については、承認を受けなければならない。

一、事業報告

二、貸借対照表

三、損益計算書（正味財産増減計算書）

四、事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2

前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

§ (剰余金の分配)

第40条

本会は、剰余金の分配を行うことはできない。

第8章 基金

§ (基金の募集等)

第41条

本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2

基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3

基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散等

§ (定款の変更)

第42条

この定款は、総会の決議によって変更することができる。

§ (解散)

第43条

本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

§ (残余財産の帰属)

第44条

本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

§ (設置等)

第45条

本会の事務を処理するために、事務局を設置する。

2

重要な職員の任免は、理事会の決議を経て理事長が行う。

3

事務局の組織及び管理に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第11章 公告の方法

■ (公告の方法)

第46条

本会の公告は、電子公告により行う。

2

事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 紛糾

■ (紛糾)

第47条

この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。) 第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本会の最初の代表理事（理事長）は大林厚次とし、業務執行理事（専務理事）は佐久間満とする。
3. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4. この定款の変更は、平成26年6月19日から施行する。

© Hokuriku Regional Management Service Association

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印	経理責任者印	台帳No. 8
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 精算年月費	政務活動費充当金額 ¥5,110 一円	精算年月日 平成1月25日		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあっては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

穴あけ注意

お取引明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。
お取引の明細は下記のとおりでございます。

お取扱日 04-06-13	取扱店 022 31 N 152	号機	NB	通番
銀行番号 0141	口座店 022	口座番号 *****		
お取引内容 振込		お取引金額 ¥5,000		
支 出 金 額		消費税込手数料 ¥110		
		お取引後元帳残高 14:14 *****		
ご案内 * お振込明細 * 3A0152				
お振込先 第四北越銀行 長岡本店営業部 普通 1774397 トクヒ)マチナガコウボウ様				
ご依頼人 マツイカズオ様 TEL0256-97-1793				
印紙税申告納付につき留め お決済				

第四北越銀行
貰取のご案内をご覧ください。

※書類は、重ならないように貼付すること。

令和4年5月13日

請求書

松井一男 様

特定非営利活動法人まちなか考房

代表理事 小川峰夫

〒940-0065 長岡市坂之上町2-3-3

0258-36-3240 Fax0258-36-3247

E-mail: info@machinakabiz



令和4年度会費についてご請求申し上げます。

請求額	金5,000円
-----	---------

(振込先)

金融機関	第四北越銀行 長岡本店営業部 0140 020
口座番号	普通 1774397
口座名義	とくひ) まちなかこうぼう だいひょうりじ おがわみねお 特非) まちなか考房 代表理事 小川峰夫

※振込手数料はご負担願います。

事務局長

特定非営利活動法人
まちなか考房

定 款

特定非営利活動法人まちなか考房 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちなか考房と称する。

2 この法人の英文名は、"machinaka koubou"と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を長岡市におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、世代を超えた市民の交流の場を創造し、さまざまな集いや、情報の発信等を通じて、良好な市街地の形成を図り、以て、まちのにぎわいの再生、中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条別表2号（社会教育の推進を図る活動）、及び同3号（まちづくりの推進を図る活動）、同7号（地域安全活動）に該当する特定非営利活動を行う。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 中心市街地におけるまちづくりに関する情報提供、相談、援助を行うこと。
- (2) 中心市街地における施設整備に関する事業。
- (3) 中心市街地における土地の取得、管理及び譲渡に関する事業。
- (4) 中心市街地における公共空地等の設置及び管理に関する事業。
- (5) 中心市街地における公共施設等の管理運営受託に関する事業。
- (6) 中心市街地におけるまちづくりに関する調査研究に関する事業。
- (7) 良好な市街地を形成するためのまちづくりに関する事業。
- (8) その他第3条の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は次の通りとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。ただし、人格なき社団が社員となる場合には、その団体名をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、又は法人（団体）で、総会における議決権を有するもの
 - (2) サポーター会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、又は法人（団体）で、総会における議決権を有しないもの
 - (3) 特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で特別会員として理事会において推薦された個人もしくは団体
- この定款に定める以外の会員に関する規定は、総会で別に定める。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

2 代表理事は、前項の申込者が第3条に定めるこの法人の目的に賛同するものであると認めるときは、これを拒否する正当な理由のない限り入会を承諾するものとする。

代表理事は、第1項の申込者の入会を承認しないときは、速やかに書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会の議決を経て別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、特別会員については免除することができる。

(退会)

第9条 会員で退会しようとするものは、別に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

2 会員は、次のいずれかに該当するときには、理事会の議決を経て退会したものとみなすことができる。

- (1) 本人が死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (2) 会員である団体が解散したとき
- (3) 破産宣告を受けたとき
- (4) 会費を1年以上にわたって納入しないとき

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決を経て除名することができる。

- (1) この法人の名誉を著しく傷つけるか、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (2) この法人の定款又は規定に違反したとき

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の入会金及び会費その他拠出金品は、その理由の如何を問わず返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別および定数)

第12条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 5名以上12名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、一名を代表理事とし、必要なときに理事会の議決を経て3名以内の副代表理事 をおくことができる。
- 3 理事のうち若干名の常務理事をおくことができる。
- 4 理事は、正会員（法人又は団体にあっては、その代表者又は役職員）の中から総会で選任する。
- 5 代表理事、副代表理事、常務理事は理事会において互選する。
- 6 監事は総会で選任する。
- 7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統轄する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事のあらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、代表理事を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務に従事する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、および総会又は理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、不正の行為又は法令もしくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員の補充又は増員による任期途中からの役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、第12条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまで、なおその任にあるものとする。
- 4 理事又は監事のうち、その定款の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されない場合には、任期の末日後最初の通常総会が終結するまでその任期を延長する。

(解任)

第15条 役員が次のいずれかに該当するときは、その役員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経て解任することができる。

- (1) 職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬)

第16条 役員は、その総数の3分の1以内の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 報酬の額は、総会の議決を経て定める。
- 3 役員には、費用を弁償することができる。

第5章 会議

(種別)

第17条 会議は、総会および理事会とし、総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構成)

- 第18条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。
 - 3 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第19条 総会は、法およびこの定款に定めるものほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算ならびにその変更
 - (2) 役員の選任、解任、報酬、職務
 - (3) 入会金及び年会費の額
 - (4) 定款の変更
 - (5) 合併
 - (6) 解散
 - (7) 解散した場合の残余財産の処分
 - (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- 2 理事会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。
- (1) 総会に付すべき事項
 - (2) その他法人の運営に関する必要な事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後30日以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
 - (3) 第13条第5項第4号の規定に基づき、監事が招集したとき
- 3 理事会は、年4回以上必要なときに開催する。

(招集)

- 第21条 総会および理事会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。
- 2 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面またはファックス、電子メールをもって、通知を、開会日の7日前までに発して行わなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面またはファックス、電子メールをもって、通知を、開会日の5日前までに発して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合においては、この限りではない。
- 4 前条第2項の請求があった場合は、代表理事は速やかに会議を招集しなければならない。

(定足数)

- 第22条 総会は、正会員の過半数、理事会は理事の過半数以上の出席をもって成立する。

(議長)

- 第23条 会議の議長は、代表理事の指名する理事がそれにあたる。

(議決)

- 第24条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 総会における正会員の議決権は、会費の口数にかかわらず1会員1票とする。
- 3 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した理事の2分の1をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 理事の議決権は、平等なものとする。
- 5 総会および理事会の議決について特別の利害関係を有する正会員又は理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(書面表決等)

- 第25条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面またはファックス、電子メールをもって表決することができる。
- 3 前各項の場合において、当該正会員又は理事は、第22条および前条の適用については出席したものとみなす。

(書面等による議決)

- 第26条 代表理事は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面またはファックス、電子メールにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第27条 総会および理事会の議長は、総会および理事会の議事について議事録を作成し、議長および出席した正会員又は理事のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印し、これを保存しなければならない。

第6章 資産および会計

(資産および経費の支弁)

第28条 この法人の資産は、次の各号をもって構成し、経費はこれらをもって支弁する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第29条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決による。

(事業年度)

第30条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計)

第31条 会計は、一般会計のほか、特別会計をおくことができる。

(事業計画および収支予算)

第32条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定による事業計画および収支予算は、その事業年度開始後最初の総会の議決を経なければならない。

3 総会で事業計画および収支予算の変更が議決された場合は、その変更の方針にしたがって、総会終了後速やかに、代表理事が事業計画および収支予算を変更し、理事会の議決を経るものとする。ただし、その場合、総会での再度の議決を必要としないものとする。

4 代表理事は、前項の変更された事業計画および収支予算は、その事業年度終了後の総会に報告することとする。

5 この法人は、第2項の総会の議決を得るまでの間は、第19条第1項の規定に関わらず、本条第1項の理事会が議決した事業計画および収支予算をもって、事業を行うものとする。

6 第1項に規定した事業計画および収支予算の変更は、総会の議決を経て行う。

(事業報告および収支決算)

第33条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書（以下「事業報告書等」という。）は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならぬ。

2 前項の議決を経た事業報告書等は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けたものの名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3か月以内にこの法人の所轄庁に提出しなければならない。

第7章 事務局

（事務局）

第34条 この法人に事務局をおく。

2 事務局は、事務局長1名および事務局員若干名をおく。

3 事務局長および事務局員は、代表理事が任免する。

4 理事は、事務局長もしくは職員と兼職することができる。

（組織および運営）

第35条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第8章 委員会等

（委員会等）

第36条 この法人は、特定の事業の円滑な遂行を図るため、評議委員会および専門部会等（以下「委員会等」という。）の委員会をおくことができる。

2 委員会等は、その定められた事業について、調査・企画・運営・実施にあたる。

3 委員会等に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第9章 定款の変更

（定款の変更）

第37条 この定款は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項に係わる定款の変更を除き所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

第10章 解散および合併

（解散）

第38条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消

- 2 前項第1号の規定に基づいて解散するときは、総会において出席した正会員総数の4分の3以上の議決による。
- 3 第1項第2号の規定に基づいて解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属先)

第39条 この法人が解散のときにある財産は、総会において出席した正会員の2分の1以上をもって決した、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された特定非営利活動法人、又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第40条 この法人と他の特定非営利活動法人との合併は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第11章 雜 則

(委任)

第41条 この定款の実施について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(公告)

第42条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

附 則

- 1 この定款は、所轄庁の認証を得て登記した日（以下「成立日」という。）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

入会金 なし

正会員 年会費 3,000円／1口

賛助会員 年会費 2,000円／1口

特別会員 なし

- 3 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立日から平成21年3月31日までとする。

理事 伊吹勇亮

理事 猪俣雄大

理事 大原邦夫

理事 小川峰夫

理事 坂田晃秀

理事 澤田雅浩

理事 長谷川隆

理事 樋口秀

理事 藤井英雄

理事 細川恭一

理事 渡邊誠介

監事 高野裕

監事 平井邦彦

4 この法人の設立年度の事業計画および収支予算は、第19条第1項第1号および第32条第1項の規定にかかわらず、法人設立総会において決定する。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第30条の規定にかかわらず、成立日から平成20年3月31日までとする。

附 則

1 この定款は、平成20年6月22日から施行する。

第2条 (事務所)

2 この定款は、所管庁の認証の日 平成20年10月3日から変更する。

第6条 (会員の種別)

第39条 (残余財産の帰属先)

附 則

1 この定款は、平成30年6月4日から施行する。

第42条 (公告)

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印	経理責任者印	台帳No. 9
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 日本河川協会年会費	政務活動費充当金額 ¥6,000~ 円	精算年月日 令和4年8月25日		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあっては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

○
↑
穴
あ
け
注
意
↓
○
領 収 書

松井一男 様

No.

★ ¥6,000-

但 令和4年度二種正会員年会費

上記金額正に領収いたしました。

令和4年8月6日

〒102-0083
東京都千代田区麹町2-6-5
麹町E.C.K.ビル3F

公益社団法人 日本河川協会
会長 甲村謙



収入
印紙

内訳

税抜金額

消費税額

※書類は、重ならないように貼付すること。

公益社団法人 日本河川協会 定款

沿革	創立	昭和15年11月16日
	社団法人許可	昭和27年3月18日
	改正	昭和27年4月
		昭和28年6月
		昭和38年4月
		昭和48年7月
		昭和59年7月
		昭和61年8月
		平成2年6月
		平成9年12月
		平成19年1月
		平成16年6月
		平成16年8月
公益社団法人認定		平成23年4月1日
	改正	令和元年5月31日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本河川協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、社員総会の決議を経て、従たる事務所（以下「支部」という。）を必要な地に置くことができる。

3 支部の組織その他に関しては、理事会の決議を経て別に定める規則に基づき、当該支部が定めるものとする。

(目的)

第3条 本協会は、国民にとって安全かつ快適で自然豊かな河川のあり方を探求し、河川に関する情報の交流と知識の普及に努めるとともに、河川整備及び関連諸活動を支援することにより河川文化の発展に寄与し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 河川に係わる個人、法人、団体、学会、行政等相互間の意見交換及び交流の場の運営
- (2) 河川に関する情報の提供及び知識の普及
- (3) 行政及び関係団体等への提言
- (4) 安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するため必要な調査・研究
- (5) 前号に掲げる河川を実現するため必要な河川整備及び河川愛護・水防等関連諸活動への支援・助成
- (6) 河川に関する受託調査・研究
- (7) 河川に関するセミナー、シンポジウム、研修等の開催
- (8) 河川に関する図書その他の印刷物の刊行
- (9) 河川に関する表彰、コンクールの実施及び支援
- (10) 国際会議、学会、協会その他本協会の目的に適合する団体への参加・協力
- (11) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第2章 会員

(種別)

第5条 本協会の会員は、正会員及び特別会員の2種とし、正会員をもつて一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（以下「一般社団・財團法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員は、本協会の目的に賛同して入会した者で、次に掲げるものとする。
 - イ 一種正会員 地方公共団体及び地方公共団体で構成される団体
 - ロ 二種正会員 個人
 - ハ 三種正会員 法人及び団体
- (2) 特別会員は、本協会に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会において推薦された者とする。

(入会)

- 第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。
- 2. 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその承認の可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。
 - 3. 一種正会員及び三種正会員にあっては、団体等の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（1名に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
 - 4. 指定代表者を変更した場合は、速やかに、理事会の決議を経て会長が別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人及び団体が消滅したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員は、理事会の決議を経て、会長が別に定める退会届を会員に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の8分の2以上の多数による決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会の決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員としての重要な義務を履行しないとき。
- (4) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、会長は、当該会員に対して、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定により資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第12条 本協会の社員総会は、定期社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(議決権の数)

第14条 正会員の議決権は、一種正会員、二種正会員、三種正会員にかかわらず、社員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、一般社団・財團法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員から、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会の招集の請求があつたとき。

(3) 前号の規定による請求をした正会員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集したとき。

(招集)

第17条 社員総会は、前条第2項第3号の規定により正会員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に社員総会を招集しなければならない。

3 会長(前条第2項第3号の規定により正会員が招集する場合には、当該正会員)は、社員総会の日の14日前までに、正会員に対して、社員総会の日時、場所、目的事項及び法令で定める事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事がこれにあたる。

(定足数)

第19条 社員総会は、総正会員の議決権総数の過半数の議決権を有する正会員の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席正会員の議決権総数の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとに提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第22条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使できる。どの場合においては、正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時までに当該記載した議決権行使書面を本協会に提出しなければならない。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第4章 役員等

(種類及び定数)

第24条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上30名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、1名以上3名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とし、6名以上16名以内を常任理事とすることができる。

3 前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、専務理事、常務理事及び第26条第7項の業務を分担執行する理事をもつて同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事は正会員（一種正会員及び三種正会員にあっては指定代表者）の中から選任するものとする。ただし、理事のうち10名は正会員以外の者から選任することができる。
- 3 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができるない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は8親等内の親族その他特別の關係にある者の合計数は、理事の総数の三分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相宜に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の三分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 理事及び監事に異動があったときは、2週間以内にその生たる所在地において変更の登記をし、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

- 第26条 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 2 副会長は、本協会を代表し、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順序に従い、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を執行する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を分担執行する。
- 5 常任理事は、常任理事会を組織し、第36条第2項に定める職務を行う。
- 6 理事は、理事会を構成し、第36条第1項に定める職務を行う。
- 7 理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事以外の理事の中から、本協会の業務を分担執行する理事を選定することができる。
- 8 会長、副会長、専務理事、常務理事及び前項の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規定による。
- 9 会長、副会長、専務理事、常務理事及び第7項の業務を分担執行する理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第27条 監事は、次の各号に掲げる職務を行い、かつ、監査報告を作成しなければならない。
 - (1) 本協会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 理事の職務執行状況を監査すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
 - (4) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると

認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の請求の日から 5 日以内に、その請求があった日から 14 日以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が猪せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。
- (7) 理事が社員総会に提出しようとする職務、賃料をその他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるとときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (8) 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によつて本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他の監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第28条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残余期間とする。

3. 役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された役員が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(解任)

第29条 役員は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の三分の二以上の多数による決議によらなければならない。

(報酬等)

第30条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。その支給基準については、社員総会の決議を経て別に定める。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。その場合の支給基準については、社員総会の決議を経て別に定める。

(競業及び利益相反取引の制限)

第31条 理事は、次の各号に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己または第三者のために本協会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己または第三者のために本協会と取引をしようとするとき。

(3) 本協会が理事の債務を保証することその他の者との間において、本協会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の損害賠償責任)

第32条 本協会は、一般社団・財団法人法第118条第1項の規定により、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の三分の二以上の多数による決議をもって、役員の同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第113条第1項第2号に掲げる額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本協会は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、役員の同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

3 本協会は、一般社団・財団法人法第116条第1項の規定により、外部役員との間に、同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団・財団法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

(名誉会長)

第33条 本協会は、名誉会長の称号を授与することができる。

2 名誉会長は、本協会に特に功労があった者の中から、理事会において任期を定めた上で推薦し社員総会において決定する。

(参与)

第34条 本協会に、参与を置くことができる。

2 参与は、会長が委嘱する。

3 参与は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

4 参与には第28条第1項及び第30条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「参与」と読み替えるものとする。

第5章 理事会及び常任理事会

(構成)

第35条 本協会に、理事会及び常任理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、法令及びとの定款で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行ふ。

- (1) 社員総会の招集に関する事項
- (2) 本協会の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事及び第26条第7項の業務を分担執行する理事の選定及び解職
- 2 常任理事会は、会員の入会の可否及び理事会の決議により委任されたその他の事項を審議する。
- 3 前項の規定により常任理事会が審議した事項は、理事会に報告し、その承認を受けなければならない。
- 4 理事会は、次の各号に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を常任理事会及び各理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び賃り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 本協会の業務の適性を確保するための体制の整備
 - (6) 第32条第2項の規定に基づく役員の責任の免除

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があつたとき。
 - (3) 前号の規定による請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が發せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第27条第5号の規定により、監事が会長に対し、理事会の招集の請求があつたとき、又は同条第6号の規定により監事が理事会を招集したとき。
- 4 常任理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第38条 理事会及び常任理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び第4号後段の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会

- 長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。
- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号の規定による請求があったときは、その請求があった日から14日以内の日に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会及び常任理事会を招集する者は、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、理事会及び常任理事会の日の7日前までに通知を送しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、理事会があらかじめ定めた方法により通知することができる。

(議長)

第39条 理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事又は常任理事がこれにあたる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 常任理事会は、常任理事会を構成する理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 常任理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(理事会及び常任理事会の決議の省略)

第42条 前条の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第90条の要件を満たしたときは、理事会又は常任理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第43条 理事会及び常任理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、理事会においては理事会に出席した代表理事及び監事が、常任理事会においては常任理事会に出席した代表理事及びその会議において選任された議事録署名人が、署名及び押印をしなければならない。

第8章 財産及び計算

(財産の構成)

第44条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（財産の維持管理、処分及び運用）

第45条 財産の維持管理、処分及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て別に定める財産管理運用規定によるものとする。

（事業計画及び收支予算）

- 第46条 会長は、毎事業年度開始日の前日までに、事業計画書、收支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を得て、直近の社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 会長は、前項の規定による事業計画書及び收支予算書を、毎事業年度開始日の前月までに、行政庁に提出しなければならない。

（事業報告及び決算）

第47条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長は、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定期社員総会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第6号については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の計算書類等並びに財産目録については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 本協会は、第1項の定期社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告しなければならない。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第48条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総正会員の議決権の半分の2以上の多数による決議をもって、これを決する。

2 本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、社員総会において、

総正会員の議決権の三分の二以上の多数による決議をもって、これを決する。

(会計の原則)

第49条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

(事業年度)

第50条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第51条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開する。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第52条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告方法)

第53条 本協会の公告は、電子公告により行う。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第54条 この定款は、第57条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の三分の二以上の多数による決議をもって、これを変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第55条 本協会は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の三分の二以上の多数による決議をもって、他の一般社団、財團法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廢止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第56条 本協会は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由により解散するほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第57条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、本協会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは同法第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第58条 本協会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、本協会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは同法第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第59条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を経て会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(帳簿及び書類の備置き)

第60条 本協会の主たる事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。なお、当該帳簿及び書類は、法令の定めに従い保存しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 事業計画書
- (6) 収支予算書

- (7) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (8) 社員総会、理事会及び常任理事会の議事録
 - (9) 事業報告書
 - (10) 収支計算書
 - (11) 貸借対照表
 - (12) 財産目録
 - (13) 正味財産増減計算書
 - (14) 附属明細書
 - (15) 監査報告書
 - (16) 役員報酬等の支給基準
 - (17) その他必要な帳簿及び書類
2. 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第 61 条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第10章 締則

(委任)

第 61 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の登記を行ったときは、第 50 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3. 本協会の設立の登記日現在の理事及び監事並びに常任理事は次に掲げる者とする。
理 事 青山 俊樹、安中 徳二、石井 号夫、泉谷 伸夫、庵原 宏義、岡本 正男、久住 時男、近藤 隆之、小室 広佐子、佐藤 年精、七戸 克彦、杉山 恵一、高橋 健文、高橋 万里子、時澤 英之助、別府 征二郎、福井 淳太、藤吉 洋一郎、松田 労夫、山明 功臣、村田 啓昭、山岸 哲、横枕 篤、疊山 智彦、望月 常好、住吉 豊明
監 事 和里田 義雄、津野 三夫
常任理事 青山 俊樹、安中 徳二、石井 号夫、岡本 正男、村田 啓昭、山岸 哲
- 4. 本協会の最初の会長を虫明功臣、副会長を松田労夫及び高橋健文とし、以上の 3 名を

代表理事とする。また、専務理事を望月常好、常務理事を住吉豊明とし、以上の2名を業務執行理事とする。

附 則（令和元年5月31日）

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、令和元年5月31日から施行する。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印	経理責任者印	台帳 No. 11
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 新潟県青少年健全育成県民会議会費	政務活動費充当金額 ¥2,000-	精算年月日 令和4年7月25日		

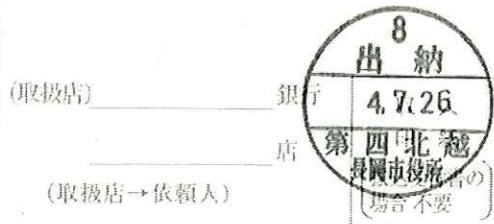
領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあっては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

穴あけ注意

振込金(兼手数料)受取書

令和4年7月26日			
金額	百万	千	円
¥2000			
振込依頼書に記載相違等の不備があった場合は、照会等のために振込が遅延することがあります。	○	○	○
あつても当育は責任を負いません。回線の障害によって振込が遅延することがあります。			
振込依頼書	1. 第四北越銀行県庁支店 普通 No.0153586		
お受取人	2. 新潟信用金庫本店 ✕ No. 630727		
ご依頼人	3. 三条信用金庫新潟支店 ✕ No. 8039570		
[備考]	4. 長岡信用金庫本店 ✕ No. 0113463		
	(おなまえ)	松井一男	様
	手数料	受取人負担	



※書類は、重ならないように貼付すること。

令和4年7月7日

正会員（個人会員） 各位

新潟県青少年健全育成県民会議
会長 薄田泰元

令和4年度会費の納入について（依頼）

日頃、青少年健全育成県民運動の推進につきまして、格別の御理解と御支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、スマートフォン等のインターネット利用に起因するトラブルをはじめ、不登校やいじめなど児童、生徒が被害者となる事件が絶えません。さらに、昨年発表されました文部科学省の調査によりますと、令和2年度の小・中・高校生の自殺者は過去最多となり、長引く新型コロナウイルスの影響が子どもたちの心身に様々な影響を与えていらっしゃるかが見えます。

人と人との距離が広がり人間関係が希薄になる中、不安や悩みを相談できない子どもたちがいること、子どもたちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりすることにも考慮する必要があり、周囲の大人が子どもたちのSOSを受け止め、組織的に対応していくことがより一層重要となつております。

当県民会議といたしましては、6月9日の総会において、今年度の事業計画を承認いただいたところであり、さらに積極的に取組を進めてまいります。

つきましては、当県民会議の運営が会員の皆様からの会費を主な財源としておりますことから、皆様の一層のお力添えを賜りたく、会費の納入に御協力くださるようお願い申し上げます。

記

1 会 費 正会員（個人会員） 年間 1口 2,000円、1口以上

2 納入期限 別紙振込用紙により令和4年8月10日までに納入ください。
なお、本書と行き違いで既に納入いただきました場合は、
御容赦願います。

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1
新潟県福祉保健部子ども家庭課内
新潟県青少年健全育成県民会議
事務局 担当：■■■
TEL 025-280-5214 FAX 025-281-3641

新潟県青少年健全育成県民会議規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会議は、新潟県青少年健全育成県民会議という。

(事務所)

第2条 この会議の事務所は、新潟市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この会議は、青少年健全育成の重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、県の施策と呼応して、あすの新潟県をになり心身ともに健やかな青少年を育成することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域における青少年育成活動を支援するための事業
- (2) 青少年としての自覚と責任を高めるための事業
- (3) 家庭の健全化を図るための事業
- (4) 社会環境の整備を図るための事業
- (5) 青少年の非行防止のための事業
- (6) 青少年育成市町村民会議等の活性化に資するための事業
- (7) その他、この会議の目的を達成するための事業

第3章 構 成

(組 織)

第5条 この会議は、第3条の目的に賛同し入会した個人及び団体をもって組織する。

(会 員)

第6条 この会議の会員は、正会員及び協力会員とする。

2 正会員は、第3条の目的に賛同し入会した個人及び団体とする。

3 協力会員は、第3条の目的に賛同し入会した、この会の運営に協力する個人及び団体とする。

(入 会)

第7条 この会議の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出して、会長の承認を得なげればならない。

(退 会)

第8条 この会議の会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を提出しなければならない。

2 会員が会費を2年以上納入しないときは、退会したものとみなす。

(会 費)

第9条 この会議の会員の会費は、別表のとおりとする。

2 既納の会費は、返還しない。

第4章 役 員

(役 員)

第10条 この会議に、次の役員を置く。

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 3人以内 |
| (3) 理事（会長、副会長含む） | 10人以内 |
| (4) 監事 | 2人 |

(役員の職務)

第11条 会長は、この会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序に従って、その職務を代行する。

3 監事は、会計及び会務執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の選出及び任期)

第12条 役員は、総会において選出する。

2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、その任期が満了した後に就いても、後任者が就任するまではその職務を行う。

5 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

第5章 会 議

(機 関)

第13条 この会議に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(總 会)

第14条 総会は、この会議の議決機関であつて、正会員をもつて構成する。

2 総会は、毎年1回以上会長が招集し、次の事項について議決する。

- (1) 予算及び事業計画に関する事項。
- (2) 決算及び事業報告に関する事項。
- (3) 規約の改正に関する事項。
- (4) その他総会が必要と認める事項。

3 総会は、正会員の3分1以上の出席がなければ開会することができない。

4 議事は、出席者の過半数の同意をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は正会員として議決に加わることができない。

(理 事 会)

第15条 理事会は、理事をもつて構成する。

2 理事会は、会長が招集し、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他理事会が必要と認める事項

3 理事会の議長は会長がこれをつとめる。

4 理事会は、第1項に規定する者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

5 議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。

(書面表決等)

第16条 やむを得ない理由のため総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員に表決を委任することができる。

2 前項の場合において、第14条第3項及び第4項、第15条第4項及び5項の規定の適用については、出席したものとみなす。

第6章 部 会

(部 会)

第17条 この会議に、部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(名譽会長)

第18条 この会議に、総会の承認を得て、名譽会長を置くことができる。

2 名譽会長は、会務について会長の諮問に応じ、又は自ら会長に対し意見を述べることができる。

(顧 問)

第19条 この会議に、総会の承認を得て、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会務について会長の諮問に応ずる。

第7章 事 務 局

(事務局)

第20条 この会議の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他所要の職員を置く。

2 職員は、会長が任命する。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第8章 会 計

(会計年度)

第21条 この会議の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第22条 この会議の経費は、会費・助成金・その他の収入をもって充てる。

第9章 補 則

(委 任)

第23条 この規約に定めるもののほか、この会議の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(施行期日)

第24条 この規約は、昭和55年4月26日から施行する。

附則 この規約は、昭和60年5月9日から施行する。

附則 この規約は、平成2年5月11日から施行する。

附則 この規約は、平成3年5月10日から施行する。

附則 この規約は、平成8年5月13日から施行する。

附則 この規約は、平成10年5月25日から施行する。

附則 この規約は、平成12年5月23日から施行する。

附則 この規約は、平成15年6月24日から施行する。

附則 1 この規約は、平成20年7月7日から施行する。

2 この規約の施行の際、現に改正前の規約第6条に規定する賛助会員である者は、
改正後の規約第6条に規定する協力会員となるものとする。

別 表

- 1 当会議の規約第9条による会費の額は、下記のとおりとする。
- 2 この会費納入の時期は、毎年6月末日までとする。
- 3 新規加入者については、加入申込の際に納入するものとする。

区分		会 費	
正会員	個人	年間	1日 2,000円 1口以上
	団体	年間	1日 3,000円 1口以上
協力会員	個人・団体	年間	1日 10,000円 1口以上

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 12
<input type="checkbox"/> 調査研修（研究）費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 長岡市技術協力会 会員費	政務活動費充当金額 ¥2,330 一円	精算年月日 54年1月25日		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあっては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

穴あけ注意

お取引明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。
お取引の明細は下記のとおりでございます。

お取扱日 04-06-13	取扱店 022	号機 31	NB N
銀行番号 0141		通番 149	
口座番号 022		*****	
お取引内容 振込		お取引金額 ¥2,000	
振込手数料 330			
		お取引後元帳残高 *****	
14:12			
ご案内 * お振込明細 * 3A0149			
お振込先 大光銀行 中沢支店 普通 2008964 カカオカコウキヨウコウトウセンモンカ ツコウキジ様			
ご依頼人 マツイカズオ様			
TEL0256-97-1793			
第四北越銀行 お取引ご質問もお問い合わせ下さい。			
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">印紙税申告納付につき新潟 ※※※※※</div> <div style="font-size: small; color: gray; margin-top: -5px;">印紙税申告納付につき新潟 ※※※※※</div>			

※書類は、重ならないように貼付すること。

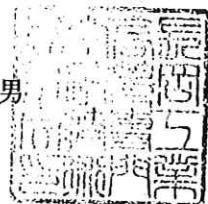
令和4年6月9日

長岡工業高等専門学校技術協力会会員 各位

長岡工業高等専門学校技術協力会会長

松井 一男

令和4年度会費の納入について（お願い）



平素より本会の活動に対し、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年度の会費につきまして、納入くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

【お問い合わせ先】

〒940-8532 新潟県長岡市西片貝町888番地
長岡工業高等専門学校総務課地域連携係
TEL 0258-34-9312 FAX 0258-34-9327

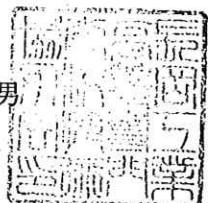
令和4年6月9日

請 求 書

松井 一男 様

長岡工業高等専門学校技術協力会会長

松井 一男



￥ 2,000 円

但し、令和4年度長岡工業高等専門学校技術協力会年会費を
上記のとおり請求申し上げます。

【銀行振込先】

大光銀行 中沢支店 普通 2008964

長岡工業高等専門学校技術協力会 会長 松井 一男

* 銀行振込手数料につきましては、各会員にてご負担いただきますよう、お願い
いたします。

* 納入期限： 令和4年7月29日(金)

長岡工業高等専門学校技術協力会会則

制定 平成11年1月27日
一部改正 平成30年5月31日
一部改正 令和2年6月30日

(名称)

第1条 本会は、長岡工業高等専門学校技術協力会（英語表記：Cooperation Club for National Institute of Technology, Nagaoka College）という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長の指定する場所に置く。

(組織)

第3条 本会は、長岡市及びその周辺地域の本会の趣旨に賛同する企業及び個人を会員として組織する。

2 会員は、企業会員と個人会員とする。

(目的)

第4条 本会は、長岡工業高等専門学校（以下「長岡高専」という。）の教育研究に協力するとともに、長岡高専及び会員相互の連携・交流を深めて産業技術の振興を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一 長岡高専の教育研究の充実に関する事項。

二 地域産業の発展に関する事項。

三 その他本会の目的達成に必要な事項。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、補欠選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

一 会長 1名

二 副会長 2名

三 理事 若干名

四 監査役 2名

五 幹事 若干名

(役員選出)

第7条 会長は、総会において決定する。副会長は、会長が委嘱する。理事は、総会において決定し、監査役は、理事の互選により決定する。

(役員任務)

第8条 会長は、本会を代表し、総ての業務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、本会業務の執行に当る。

4 監査役は、会計を監査する。

5 幹事は、会長の命を受け、庶務を掌理する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦で会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮詢に応ずるとともに、会議に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第10条 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長がこれを召集し、議長となる。

2 定時総会は、原則として毎年5月に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

3 総会は、本会の運営に関する重要事項を審議し、決定する。

4 総会は、会員の過半数（委任状を含む。）の出席で成立する。

5 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第1.1条 理事会は、会長、副会長、理事及び幹事をもって構成する。

2 理事会は、会長が必要の都度これを召集し、議長となる。

3 理事会は、総会に上程する議案及び重要事項を審議する。

(分科会)

第1.2条 本会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織及び運営については、理事会で定める。

(会計)

第1.3条 本会の会計は、会長が処理する。

2 本会の経費は、会費、寄附金及び助成金等をもってこれに充てる。

3 会費は年会費とし、企業会員3万円、個人会員2千円とする。

4 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、その翌年3月31日に終わる。

(その他)

第1.4条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会においてこれを定める。

附 則

この会則は、平成11年1月27日から施行する。

附 則(平成30年5月31日一部改正)

この会則は、平成30年5月31日から施行する。

附 則(令和元年6月30日一部改正)

この会則は、令和元年6月30日から施行する。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印	経理責任者印	台帳 No. 15
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修（研究）費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 第84回全国都市問題会議 参加費	政務活動費充当金額 ¥10,000 - 円	精算年月日 令和4年1月25日		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあっては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

No.0449

会議参加費 領収書

無所属

松井一男 様

金 10,000円

但、「第84回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

令和4年 10月 13日

第84回全国都市問題会議実行委員会
会長 田上富久



※書類は、重ならないように貼付すること。

旅行命令書

16

次のとおり旅行してよいでしょうか。

代表者	経理責任者
	

起 4. 9. 13

決 4. 9. 16

旅行者

氏名 松井 一男



用務及び行先	第84回全国都市問題会議(10月13日及び14日)に参加するため、長崎県長崎市へ旅行するもの						
--------	--	--	--	--	--	--	--

期 間	令和4年10月12日(水曜日)から同月14日(金曜日)						
-----	-----------------------------	--	--	--	--	--	--

月 日	発地名	経 路	着地名	鉄道貨		日 当	宿泊料	計
				船 貨	車 貨			
10/12	長岡駅前 8:30	高速バス	新潟駅前 9:59		1,000	1,500	14,800	17,300
	新潟駅南口 10:30	連絡バス	新潟空港 10:55		420			420
	新潟空港 12:10	FDA504便	福岡空港 14:05		早割 26,000			26,000
	福岡空港 14:30	福岡市地下鉄空港線 姪浜行	博 多 14:36	乗 260				260
	博 多 14:54	JR特急リレーかもめ37号 武雄温泉行	肥前山口 15:43	乗 2,860 特自 1,000				3,860
	肥前山口 16:04	JR長崎本線 諫早行	諫 早 17:25					0
	諫 早 17:42	JR快速シーサイドライナー 長崎行	長 崎 18:17					0
10/13		長崎市内(研修)				1,500	14,800	16,300
10/14	長 崎 11:45	かもめ24号 武雄温泉行	武雄温泉 12:13	乗 2,860 特 3,190		1,500		7,550
	武雄温泉 12:16	JR特急リレーかもめ24号 博多行	博 多 13:14					0
	博 多 13:27	福岡市地下鉄空港線 福岡空港行	福岡空港 13:32	乗 260				260
	福岡空港 14:40	FDA505便	新潟空港 16:20		早割 24,000			24,000
	新潟空港 16:50	連絡バス	新潟駅南口 17:15		420			420
	新潟駅前 18:00	高速バス	長岡駅前 19:34		1,000			1,000
		計		10,430	52,840	4,500	29,600	97,370

備 考	(変更理由等)
	・10/12は、翌日の用務開始時間に間に合わせるため、前泊をするもの
	・経済的かつ合理的な経路として往復ともに航空機を利用するもの

- ・10/12は、翌日の用務開始時間に間に合わせるため、前泊をするもの
- ・経済的かつ合理的な経路として往復ともに航空機を利用するもの
- ・政務の都合上、博多ー肥前山口間については、特急(自由席)を利用し、長崎ー博多間については、飛行機の搭乗時間に間に合わせるため西九州新幹線を利用するもの

概 算 額	97,370円	×	1人	=	97,370円	受領印	
精 算 額						受領印	
追 紿 差引額 返 納	月 日	円	代表者印			経理責 任者印	

領収書

0019765

松井一男様

令和4年10月17日

金額							
		9	5	0	0	0	
但	10/12	出発九州	10/12	FDA504	26,000円	10/14 FDA505	24,000円

上記正に領収いたしました



共立観光株式会社 新潟支店

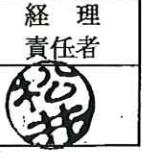
新潟市中央区明石1丁目1番31号松原第2ビル1階 ☎(025)246-2331

新潟市中央区明石2丁目3番35号 マロンブリッジ1F A72 19.07 2×50×50

復 命 書

令和4年11月20日

次のとおり政務活動費により旅行したので復命します。

旅行者氏名印 (代表者)	松井一男			
代表者	経理責任者			

日 時	令和4年10月13日 9時30分～17時 令和4年10月14日 9時30分～12時
場 所	長崎県長崎市 出島メッセ長崎
用 件	長崎県長崎市／第84回全国都市問題会議
参 加 者 氏 名	松井一男
概 要	<p>『第84回全国都市問題会議 個性を活かして選ばれるまちづくり ～何度も訪れたい場所になるために～』 をテーマに、3年振りに開催された。</p> <p>1. 9:50 基調講演「民間主導の地域創生の重要性」 ㈱ジャパネットHD代表取締役社長兼CEO 高田旭人氏 ジャパネットは、36年前に長崎の小さなカメラ店としてスタート。創業者の高田明氏は、新しいショッピングの形を生み、通販事業を確立している。旭人氏は、人口減少が続く地域にあって、"長崎を盛り上げたい"との強い意識の中、行政と違って、"公平性"に左右されない民間企業だからこそできる思い切った地域創生事業、"長崎スタジアムシティプロジェクト"に着手、2024年開業を目指されている。スタジアム(サッカー)、アリーナ(バスケットボール)、オフィス、ショッピングモール、ホテル等を一堂に有する一大プロジェクトです。2017年よりJ2プロサッカーチーム「V・ファーレン長崎」の運営、2020年にはプロバスケットボール「長崎ヴェルカ」を立ち上げ運営している。</p>

また、社内の働き方改革についても話され、その方が社員のパフォーマンスも上がると思ってやっているとのこと。週3回のノー残業デーで18時半に帰社。スーパーリフレッシュ休暇で連続16日間の休暇取得。断捨離の実行で、帰宅時に机の上には何も無い状態。12時から14時まで、会議の中止。子育て支援として卵子凍結費用の補助（最大40万円補助）など。

2. 11:00 主報告 「長崎市の魅力あるまちづくり

長崎県長崎市長 田上富久氏

人口減少、人口密度減少時代の長崎市にあって、「昭和の観光都市」から「選ばれる21世紀の交流都市」を目指し、“価値を見つける”、“価値に気付く”、“価値を磨く”、“価値を生み出す”の4つの視点から取り組まれていることを報告された。最後にやはり「交流」が欠かせないとされ、そのまちに根づき、暮らす「土の人」と、そのまちを訪れる「風の人」が、ともにまちを感じ、交流することにより、普段見つけにくいそのまちの自然、文化、歴史などの新たな価値が見つかり、磨かれ、まちの価値が創られていくと、まとめられました。“土の人”と“風の人”との交わり、それが風土になっていくかもしれない。

3. 一般報告として、「地域との新しい関わり方・関係人口」と題して島根県立大学准教授の田中輝美氏。

関係人口という言葉を上げ、要約すれば「観光以上、定住未満」の第3の人口の考え方。何度も人が訪れている幾つかの事例を挙げられた。

①もちがせ週末住人の家（鳥取市）②草刈応援隊（雲南市）③天空の駅（邑南町）

日本全体が恒常的な人口減少社会となり、多くの自治体が人口減少に直面しています。特に地方は、これまで警戒される存在だった外部のよそ者が、人口減少が進んだことで逆に歓迎される存在となつた。

特徴として、3つのキーワードを紹介され、

- ①名前が覚えられる規模（量より質）
- ②準備から片付け、打ち上げまで一緒に（脱・お客様は神様）
- ③住民の思いや背景も伝える（ストーリー化）。

定住・移住に拘らず、人口をシェアする関係人口は、人口減少時代にあって、一時の切り札になると思う。その上で、人口減少を止めることを、試行し続けなければと思う。

4. 「ビジョンを活かしたまちづくり ~「選ばれる山形市」を目指して~」と題して、山形市長佐藤孝弘氏より報告。

山形市が取組む、「健康医療先進都市」、「文化創造都市」の2大ビジョンの積極的な施策展開について、話されました。山形市が”選ばれるまち”となるために、市として明確な将来ビジョンを定め、様々な政策をそれに結びつけて展開することが重要との考え方だ。

健康では、市立病院をはじめとする総合病院が数多く立地し、人口1人当たりの診療所数も多いまちです。山形大学医学部においては、2021年2月から東北地方で初となる次世代型重粒子線がん治療が開始されるなど、最先端の医療を提供し、中核市移行後に市の保健所も設置されているとのこと。

文化では、令和4年に創立50周年を迎えたオーケストラ「山形交響楽団」を有していて、2021年の世界のオーケストラランキングで、日本で6位の成績に入る等の高い評価をされている。山形国際ドキュメンタリー映画祭は30年以上前に、市民の手作りによって誕生し、今やドキュメンタリー映画祭の中では、世界で確固たる地位を築かれているとのこと。

5. 「「交流の産業化」を支える ~長崎市景観専門監の取り組み~」と題して、一般社団法人地域力創造デザインセンター代表理事高尾忠志氏より報告。高尾氏は、長崎市からの依頼により2013年度から、次長級の非常勤特別職として就かれ、公共事業のデザインの指導・管理、職員の人材育成をミッショングとして、10年目を迎えられているとのことだ。平和公園の改修、鍋冠山公園展望台リニューアル、まちなか夜間景観整備、長崎駅舎・駅前広場等整備など、これまでに100を超える事業を監修されています。行政職員がともすると、狭い視野で目的達成に陥りがちな部分を、徹して現場に一緒に足を運び、実際に見て聞いて、より良いアイディアを引き出されている。景観専門監は、職員の日々の業務に伴走する「家庭教師」のような存在と、言われた。担当者の提案に対して「問い合わせ」を投げかけ、より良い解を見つけ出すプロセスを生み出す「デザインディレクション」を行っているとのことだ。当然、人材が育ってくるものと考える。

2日目は、『都市の連携と新しい公共～東日本大震災で見えた「絆」の可能性～』とのテーマで、パネルディスカッションが行われた。

東京都立大学法学部教授 大杉覚 氏

ゆとり研究所所長 野口智子 氏

山梨大学生命環境学部教授 田中敦 氏
N P O 法人長崎コンプラドール理事長 桐野耕一 氏
岐阜県飛騨市長 都竹淳也 氏
兵庫県伊丹市長 藤原保幸 氏
学生ボランティアの授業との兼ね合い、情報処理の的確な提供、自治体間の広域協定による援助等、幅広く論じられました。被災地の復興は、まだやっとスタートラインに立ったばかりであり、今後 10 年 20 年かけて再興が進められていきます。震災の本当の復興にはまだ遠く、時間をかけて取り組んでいることを再認識した。

旅 行 命 令 書

17

次のとおり旅行してよいでしょうか。

代表者	經理責任者
	

起案 5.1.5

決裁 5. 1. 11

旅行者 氏名 松井 一男

用務及び行先		東京新潟県人会主催「東京新潟県人会 令和5年新年祝賀会」に出席するため、東京都文京区へ旅行するもの						
期 間		令和5年1月28日（土）						
月 日	発地名	経 路	着地名	鉄道貨 船 貨	航空貨 車 貨	日 当	宿泊料	計
1. 28	長岡 8:49	とき310号 東京行	東京 10:28	乗 4,840 特 4,270		1,500		10,610
	東京 10:38	JR山手線外回り 品川・渋谷方面	有楽町 10:39					
	有楽町 10:49	東京メトロ有楽町線 保谷行	江戸川橋 11:01	乗 170				170
	江戸川橋 14:41	東京メトロ有楽町線 新木場行	有楽町 14:53	乗 170				170
	有楽町 15:02	JR山手線内回り 東京・上野方面	東京 15:04	乗 4,840				4,840
	東京 15:16	とき327号 新潟行	長岡 16:43	特 4,270				4,270
計				18,560	0	1,500	0	20,060
備 考	(変更理由等)							
概 算 額	20,060円 × 1人 = 20,060円						受領印	
精 算 額							受領印	
追 紹 差引額 返 納	月 日			円	代表者印		経理責 任者印	

復命書

令和5年1月30日



次のとおり政務活動費により旅行したので復命します。

旅行者氏名印 (代表者)	松井一男	
-----------------	------	--

代表者	経理責任者

日 時	令和5年1月28日 11時20分～13時30分
場 所	東京都文京区関口2丁目10-8 ホテル椿山荘東京
用 件	東京新潟県人会主催／令和5年新年祝賀会
参 加 者 氏 名	松井 一男
概 要	<p>東京新潟県人会は、1910年(明治43年)に新発田市出身の大倉喜八郎氏(大倉財閥創立者)により、首都圏で働く新潟県出身者の親睦と、郷土新潟県の発展を目的に設立された。</p> <p>現在は、地区県人会、郷人会、同窓会、本部会員などで構成されており、会員相互の親睦と新潟県の支援を目的に活動している。</p> <p>今回3年振りに開催された新年祝賀会は、感染対策のため参加者を絞っての開催となつたが、定員千人の会場に450人余が集い、花角県知事をはじめ、県内首長を来賓に迎え盛大に開催された。</p> <p>長岡市の関係では、首都圏ふるさとわしま会、東京小国会、東京関原会、東京中之島会、長岡工業同窓会東京支部から多数の出身者がおられ、それぞれにご挨拶を申し上げ交流を深めることができた。</p> <p>式典の中で、新潟県食品流通課長から県産品のPR、佐渡市伊貝副市長から佐渡金銀山世界遺産登録について報告などがあった。</p> <p>ふるさと納税の拡充などには、このような機会を活用することが有効ではないかと認識した。</p>

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印	経理責任者印	台帳No. 21
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 ガソリン代	政務活動費充当金額 ¥11,025 円	精算年月日 2022年1月25日		

領収書等貼付欄

*ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあっては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

JASS

領収書

売上
全農エネルギー(株)
JASS-PORT中之島
新潟県長岡市中之島773
TEL:0258-61-5260 SS:9339100301
2022/11/29(火)15:41
松井一男様

現金メンバー	99-99
区分 11	
No.2018	P-12
レギュラーG 29.87L/口	0154.0 ¥4600
合計 (内消費税等 お預り お釣り)	¥4,600 ¥418 ¥10,000 ¥5,400
	=3,450

係員: [REDACTED] レシートNo.0658 01

JASS

領収書

売上
全農エネルギー(株)
JASS-PORT中之島
新潟県長岡市中之島773
TEL:0258-61-5260 SS:9339100301
2022/12/20(火)14:40
松井一男様

現金メンバー	99-99
区分 11	
No.4555	P-06
レギュラーG 21.05L/口	0152.0 ¥3200
合計 (内消費税等 お預り お釣り)	¥3,200 ¥291 ¥5,000 ¥1,800
	=2,400

係員: [REDACTED] レシートNo.1418 01

JASS

領収書

売上
全農エネルギー(株)
JASS-PORT中之島
新潟県長岡市中之島773
TEL:0258-61-5260 SS:9339100301
2023/01/23(月)16:40
松井一男様

現金メンバー	99-99
区分 11	
No.1275	P-03
レギュラーG 21.05L/口	0152.0 ¥3200
合計 (内消費税等 お預り お釣り)	¥3,200 ¥291 ¥5,000 ¥1,800
	=2,400

係員: [REDACTED] レシートNo.7096 01

JASS

領収書

売上
全農エネルギー(株)
JASS-PORT中之島
新潟県長岡市中之島773
TEL:0258-61-5260 SS:9339100301
2023/01/23(月)16:40
松井一男様

現金メンバー	99-99
区分 11	
No.4677	P-09
レギュラーG 23.87L/口	0155.0 ¥3700
合計 (内消費税等 お預り お釣り)	¥3,700 ¥336 ¥5,000 ¥1,300
	=2,775

係員: [REDACTED] レシートNo.8440 01

*書類は、重な

穴あけ注意

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印	経理責任者印	台帳No. 22
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修（研究）費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 ガソリン代	政務活動費充当金額 ¥10,207 円	精算年月日 52.1月25日		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあっては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

穴あけ注意

JASS

領収書

売上
全農エネルギー（株）
JASS-PORT中之島
新潟県長岡市中之島773
TEL:0258-61-5260 SS:9339100301
2022/06/06(月)16:20
松井一男様

現金メンバー 99-99
区分 11 P-06
No.9855
レギュラーG 38.04L/口 0158.0 ¥6010
合計 (内消費税等) ￥6,010
お預り ￥7,000
お釣り ￥990

係員: [] レートNo.3818 01

JASS

領収書

売上
全農エネルギー（株）
JASS-PORT中之島
新潟県長岡市中之島773
TEL:0258-61-5260 SS:9339100301
2022/08/20(土)09:02
松井一男様

現金メンバー 99-99
区分 11 P-12
No.4632
レギュラーG 29.41L/口 0153.0 ¥4500
合計 (内消費税等) ￥4,500
お預り ￥5,000
お釣り ￥500

係員: [] レートNo.1705 01

JASS

領収書

売上
全農エネルギー（株）
JASS-PORT中之島
新潟県長岡市中之島773
TEL:0258-61-5260 SS:9339100301
2022/07/28(木)17:13
松井一男様

現金メンバー 99-99
区分 11 P-12
No.0596
レギュラーG 20.26L/口 0153.0 ¥3100
合計 (内消費税等) ￥3,100
お預り ￥10,000
お釣り ￥6,900

係員: [] レートNo.9914 01

$$6,010 \times \frac{3}{4} = 4,507$$

$$4,500 \times \frac{3}{4} = 3,375$$

$$3,100 \times \frac{3}{4} = 2,325$$

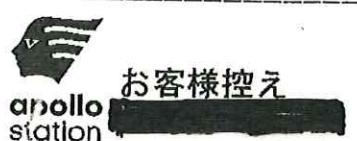
※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印	経理責任者印	台帳 No. 28
<input type="checkbox"/> 調査研修（研究）費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 ガソリン代	政務活動費充当金額 ¥3,830 3,300			精算年月日 5.3.28

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあっては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの



セルフ美沢SS
TEL 0258-39-9115
(株)ナカザワ
新潟県長岡市石動町555
TEL 0258-39-9115

売上 2023年3月16日 15:43
MATSUI KAZUO 様

出光ゼアス P-8(内)
29.14L 8151.0 4400円
01200.00

合計 4,400円
(内、消費税等(10.00%) 400円)

支払区分：一括
承認No. 0000003513
端末識別番号：0817501346058
端末処理番号：10225 ATC: 003C
IC/MS識別子：IC
AID:A0000000031010
VISA CREDIT
カードシーケンス番号：05

伝No: 10193 担当: ■■■

$$4,400 \times \frac{3}{4} = 3,300 -$$

※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 27
<input type="checkbox"/> 調査研修（研究）費 <input type="checkbox"/> 入会費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 議会より印刷折込代	政務活動費充当金額 ¥122,993 - 円	精算年月日 5・3・28		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあっては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

領収証

No 007217

令和 5 年 3 月 28 日

松井一男 様

金額	¥	1	2	2	9	9	3	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---

但し 議会だより

(内 消費税 11,181 円)

内訳	
現金	
小切手	
手形	

上記金額正に領収致しました。



吉原印刷株式会社

〒940-1164 新潟県長岡市南陽2丁目99番地13
TEL (0258)23-1155 FAX (0258)23-1115



※書類は、重ならないように貼付すること。

954-0213
新潟県長岡市下沼新田溝124

請求明細書

松井一男 御中

請求年月 2023年3月分

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	御入金額	繰越額	今回御買上額	消費税	今回御買上合計	御請求額合計	伝票枚数
0	0	0	111,812	11,181	122,993	122,993	1枚

月 日	伝票No.	伝票区分	注文文/製品No.	品名	規格	数量	単価	金額	消費税額	備考
03/24	50142	売上	0000066180-000	松井一男議会だより		4,200枚	24.00	100,800		
			0000066180-000	折込料		320枚	3.44	1,101		
			0000066180-000	折込料		2,650枚	3.74	9,911		
				当月消費税額 (10%)				11,181		
					お買上合計			111,812	11,181	

吉原印業会社

〒940-1164 新潟県長岡市西城内2-12-13
TEL 025-581-2785 FAX 025-581-2786

長岡市議会議長

松井一男の

市議会だより

第二十三号(令和五年三月発行)

例年に無く早い春の訪れに戸惑いつつも、日射しの温かさを感じられる今日この頃です。

今冬は、十二月と一月に集中豪雪に見舞われ、市民生活にも大きな影響がありました。

新型コロナウイルスや、ウクライナ戦争、電気代の高騰など、気の休まらないこの頃ですが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。

この市議会だよりは、市議会や市政のようすを皆様にお知らせするため、長岡市議会政務活動費を活用してお届けしているものです。

松井一男



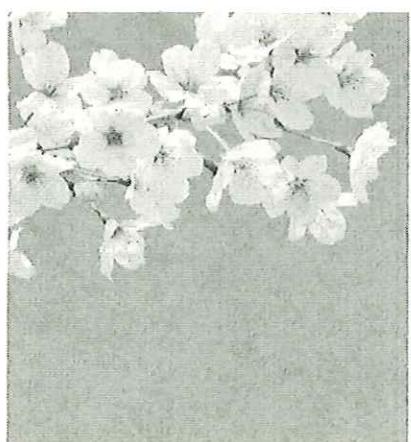
長岡市 令和五年度予算案

新年度予算案は、3月2日開会の市議会3月定例会に提案され、現在審議が行われています。

磯田市長は予算編成の方針を、

「あらゆる分野で変革と人づくりを進め、選ばれるまち長岡のミライへ踏み出す予算」とし、大きな社会変化に対応するため、DX、女性活躍、人材育成などで、選ばれるまちの取り組みを進めるときされました。

一般会計は一千二百九十九億円（前年比1・5%減）で、コロナ対策費等を除いた実質予算は一千二百二十四億円（前年比3・8%増）、特別会計、企業会計含めた総予算は二千百七十五億円（前年比0・1%減）としています。



コロナ後の停滞する経済対策として、国補正予算を活用し、新年度の予定事業を前倒しし、三月から切れ目なく事業を行います。令和四年度補正分と令和五年度当初予算を合併すると、身近な道路整備やごみ処理施設などに使われる普通建設事業費は二百四十億円で、前年に比べて三十億円の増加となります。

市の貯金にあたる財政調整基金については、『持続可能な行財政運営プラン』の推進により財源の確保に努めて来たが、電気料金など光熱費の高騰分が十三億円にも及ぶため、財政調整基金の取り崩しを三十二億円（前年比二十二億円増）行うとし、来年度末の基金残高は五十六億円となる見込みです。

電気料金高騰分については、国により適切な助成策を執られるよう、要望していくとのことです。

新年度予算の重点施策

令和五年度予算は、五つの重点施策で組み立てたとしています。

- ①快適で安全安心に暮らせるまちづくり
- ②「新しい米百俵」による人材育成
- ③長岡版イノベーションによる成長戦略と地域経済の活性化
- ④長岡を楽しく元氣にする活動の推進と魅力発信
- ⑤持続可能な行財政運営プランの推進

主要事業について

五つの重点に基づいた主な事業は次の通りです。

- ・「米百俵プレイス ミライエ長岡」西館の先行オープニング
- ・妊娠婦と子どもの健診体制等の強化【新規】
- ・市内の妊娠等に対し5万円を給付【新規】
- ・東川口保育園の移転改築【新規】
- ・障害者の緊急相談を24時間体制で受付ける
- ・地域生活支援拠点の整備【新規】
- ・遠距離通学高校生のバス定期代を助成【新規】
- ・大積スマートインターチェンジ（仮称）と周辺道路整備の推進
- ・中之島コミセン中条分室の実施設計【新規】
- ・与板地域交流拠点施設（仮称）の整備

・避難所の環境整備（女性、乳幼児への対応強化、エアコン設置等）【新規】
・長岡駅周辺のカラス等被害対策強化
・長岡地区河川防災ステーションの整備【新規】
・外国人材が活躍できる環境の整備

- ・中学校部活動地域移行の推進【新規】
- ・中央図書館トイレの全面改修【新規】
- ・文化ホールの改修（リリックホール、寺泊文化センター、中之島文化センター）
- ・日本初「イノベーション地区」創設の推進
- ・長岡市カーボンニュートラルチャレンジ戦略2050の推進
- ・長岡版スマートアグリの推進
- ・一般住宅のリフォームを支援
- ・空き家購入者の片付け費用・リフォーム費用を助成
- ・eスポーツ・アーバンスポーツ体験会を開催
- ・摂田屋地区「旧機那サフラン酒本舗」の整備
- ・戦災資料館の互尊文庫跡への移転整備【新規】
- ・戦災資料館開館二十周年記念事業【新規】
- ・「地域の宝」磨き上げに取り組む住民主体活動を応援

（年月はいずれも施行日）
・2000年4月 長岡市
・2014年4月 長岡市
・2014年6月 長岡市
・日本酒で乾杯を推進する条例



議会のあれこれ・条例とは

条例（じょうれい）とは、憲法第94条の『自治立法権』に基づくもので、地方自治法第14条に定められてられています。

条例は、県や市などが自主的に定める、住民の権利義務に関する法規で、国の法令に反しない範囲で、地方議会の議決で制定します。長岡市には、現在約330件の条例が制定されています。2000年の地方分権一括法施行を契機に、地方議会においても議員発議による政策提案条例が活発に議論され、長岡市議会でも議員発議の条例を7件制定してきました。

これからも、市民の要望や期待に応えるために、議員発議の政策提案条例に取り組んで行くことがとても大切です。

長岡市議会議長 松井一男（無所属）の議会だより（第1号 令和5年3月発行）松井一男事務所 TEL 954-021 長岡市下沼新田甲 124 番地